

市 都 政 第 1 4 2 号
平成 1 1 年 1 1 月 1 5 日

千葉県知事 沼 田 武 様

市川市長 千 葉 光 行

市川二期地区計画に関する要望

晩秋の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素は本市市政に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先に示された市川二期地区計画の見直し案については、補足調査の結果や市の要望を反映して人の利用と自然との共生を実現しようとするものであり、抜本的な見直しがされたものと評価しています。また、一連の策定手続きにつきましても、開発と自然環境との調和を図る配慮がされたと重く受けとめています。

その後、この埋立計画につきまして、各方面から様々な意見が述べられています。また、一部においては、依然として船橋市側の干潟の写真、映像を用いて市川市側の埋立計画と誤解を招くような報道もございます。これらに対し、地元市川市としては、市川地先の海に関する過去の経緯や多くの課題を抱える現状について十分にご理解いただいたうえで公正な議論がされるよう訴えてまいりました。また、市民や各種団体と協力して海の再生に取り組んでいこうとしているところでございます。

要望の前提といたしまして、本市も、三番瀬が東京湾に残された貴重な自然空

間であることは認識しています。しかしながら、埋立計画地を含む猫実川河口部一帯は、都市化に伴う地盤沈下、過去の一期埋立事業による不自然な地形、埋立に伴う海砂採取による人工澁の存在などにより著しく環境が変化し、潮流の滞留、有機物の堆積、アオサの繁茂・堆積、ゴミの不法投棄、船舶の不法係留などの課題が山積しています。また、市川市民は、海が間近にありながら二期埋立を前提とした直立護岸のために、約30年間にわたり貴重な海と隔絶されてきました。

これらを考え合わせると、現状をこのまま放置することは、より一層の漁業環境の悪化を招き、漁業と一体となって維持されてきた自然環境のバランスの崩壊につながると危惧しています。また、こうした現状からは、身近にある海を大切にする意識も育たないと思います。

さらには、海の再生と合わせて内陸部や市川塩浜駅からの安全で快適な交通施設の整備と適切な沿道利用を図る必要があることなどを考えると、市川塩浜駅周辺部の再整備を埋立て計画と合わせて解決していくことが不可欠であると思います。また、立ち遅れている市川市の都市基盤整備の現状を考えると、下水道をはじめ道路等の都市施設整備、再開発等の市街地整備が急務であり、埋立計画と合わせて解決していかなければならないと考えています。

そこで、市川市としては、埋立計画地・市川塩浜駅周辺部・行徳内陸部を一体として「自然と共生する街づくり」を進めていきたいと考えています。その中で、行徳地域については、海の再生をはじめ江戸川、旧江戸川の改修と活用を図ることにより、豊かな水辺の街・行徳の再生を図りたいと考えています。また、本市のみならず、東京湾を取り囲む首都圏各地の方々にも、東京湾に残された貴重な自然に親しみ、江戸前の幸を楽しむことができる地域としていきたいと考えています。さらには、海の保全と利用に関する基本的な方針とルー

ルづくりや、適切な海域管理の検討を行いながら、自然干潟の保全や人工海浜（干潟）の造成などにより、自然回復と浅海域漁業振興の全国的なモデルにするとともに、渡り鳥の飛来地として地球規模の環境保全の役割を担うために、海と干潟の研究・学習の場としていきたいと考えています。

第4回の計画策定懇談会も近々予定されていると伺っていますので、上記のような前提及び基本的な考え方に基づいて、今後の計画の見直し、具体化にあたってつぎのことについて配慮するよう要望いたします。

要望事項

土地利用に関して

1．街づくり支援用地の確保と活用

街づくり支援用地は、再開発を促進すべき地区として早急な対応が必要になっている市川塩浜駅周辺の再整備をはじめ、本市の重点課題である都市基盤整備促進のために必要な用地であるので、その確保をお願いしたい。

また、限られた用地であるが、可能な限り本市の街づくりに役に立つよう総合的な観点で有効活用を図りたいと考えている。同時に、その配置については、市川塩浜駅からのアクセス、下水道処理場や公園緑地との関係、道路計画などを考慮して計画する必要があると考えている。合わせて、今後の検討をお願いしたい。

2．公園緑地用地の確保及び行徳近郊緑地特別保全地区との連携

計画されている公園緑地用地は、市川市はもとより県北西部、あるいは首都

圏における貴重な海辺の公園として確保していただきたい。

また、その整備にあたっては、かつてあった三番瀬の良好な環境を再生するなどにより海の生態系を重視するとともに、市民等が海に親しみ、憩い、自然を学べる親水型の海浜・干潟公園としていただきたい。さらに、水と緑のネットワークにより、下水道終末処理場の上部利用や現在ある行徳近郊緑地特別保全地区 8.3ha との連携を図り、広域の利用に供する公園としていただきたい。

3．下水道終末処理場の整備と上部利用

江戸川左岸流域 8 市 1 町の下水道整備の促進と、上水道源となっている江戸川の水質保全、東京湾の富栄養化防止対策などのためにも、終末処理場の整備を促進していただきたい。また、通常は公園と一体となった駐車場や緑地などとし、防災空間としても利用できる計画としていただきたい。

4．広域幹線道路の整備

一般国道 357 号の慢性的な交通渋滞解消と市内交通の円滑な処理のために第二湾岸道路の整備促進と、合わせて、外環道路とのジャンクション設置、本地域でのランプ設置をお願いしたい。

また、第二湾岸道路及び関連道路の配置や構造については、地域の利用や人の流れを考慮した安全確保と、海浜部の貴重な景観への配慮をお願いしたい。

5．漁港及び漁業関連施設用地の確保と整備

三番瀬の自然環境の維持及び適切な海域管理において重要な役割を果たしている本市の漁業を継続させるためには、今後も漁業の振興が必要である。しかしながら、その活動拠点である漁港及び漁業関連施設については暫定措置の状態にあり、その配置、規模も適切かつ十分ではない。この埋立計画の中で、他の土地利用や海面利用との調和を図りながら漁港及び漁業関連施設の用地を確保し、必要な整備をお願いしたい。

海域環境について

6．漁業環境の再生

都市化に伴う地盤沈下や隣接地の埋立等により、漁業環境が悪化してしまつたため、漁業従事者からもかつての豊かな漁業環境を再生することが求められている。そのため、人工溇の埋め戻しや人工海浜(干潟)の造成などを通じて、青潮対策などの環境改善をお願いしたい。また、海浜や干潟の安定及び魚類の繁殖・生育のため、藻場の整備についても検討、協力をお願いしたい。

7．護岸の整備

埋立計画に含まれない直立護岸も二期地区計画を前提とした暫定護岸であり、すでに老朽化が進み改修が必要になっている。また、直立護岸からの反射波の解消、適切な潮流の確保、多様な自然環境の確保のためにも、埋立事業と合わせて人工岩礁や海浜など緩傾斜型の護岸整備をお願いしたい。

8．臨海部の課題解決

本市の臨海部において拡大しつつある船舶の不法係留等の課題解決と、海の環境改善を図るための猫実川水質改善について対策をお願いしたい。

9．その他

関係機関が協力して海の保全と利用に関する基本的な方針とルールづくり、適切な海域管理の検討を行うとともに、自然干潟の保全と人工海浜（干潟）等の整備によって、自然回復と浅海域漁業振興の全国的なモデルとすることに協力いただきたい。そのため、関係機関とともに人工海浜、干潟、藻場、岩礁などの造成について、あらかじめ研究を進めていただきたい。

また、国際的な野鳥の飛来地としての役割を恒久的に担っていくために、自然干潟の保全や人工干潟等による環境改善などを研究する海と干潟の研究・学習の場とすることを検討していただきたい。